

質問回答書 (9 月 10 日時点)

No	区分・様式等	質問内容	回答
1	実施要項 1-(8) 委託金額	公募要領及び仕様書には、「総事業費上限額 55,000,000円」との記載がある一方、本事業は令和10年度までの3か年一貫の継続・発展事業として実施する旨が記載されています。 この「総事業費上限額 55,000,000円」は、3か年全体の事業費ではなく、令和8年度における事業費の上限額との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。本プロポーザルで提示している総事業費上限額 (55,000,000 円・税込) は、令和 8 年度 (初年度) における事業費です。
2	実施要項 1-(7) (8) 3か年事業費の 想定金額	上記の認識でよい場合、令和 9 年度及び令和 10 年度の事業内容・実施体制等を提案するにあたり、各年度の事業費規模について、現時点で想定されている金額や目安がございましたらご教示ください。	令和 9 年度及び令和 10 年度についても、総事業費上限額を各年度 55,000,000 円 (税込)、うち提案対象額を各年度 40,000,000 円以内 (税込) とすることを前提とし、この事業費規模によりご提示ください。 なお、次年度以降の事業実施及び具体的な事業費や契約額については、内閣府地域未来交付金の交付決定及び各年度の当市予算の成立を前提とします。 また、各年度の額は最大事業規模であり、確約するものではなく、前年度の実施状況や社会情勢・本市施策の状況等に応じ、各年度の予算内訳や事業規模を確定いたします。
3	実施要項 1-(7) 指定再委託先の 業務内容	上伊那森林組合への指定再委託については、令和 8 年度のみではなく、令和 9 年度及び令和 10 年度についても継続して実施することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	指定再委託枠を活用した事業展開やその実施体制 (委託先および実践現場の活用方針等) については、令和 8 年度の実施状況や施策の方向性を踏まえ、各年度において総合的に判断・決定いたします。 なお、企画提案書及び見積書の作成にあたっては、質問 2 の回答に示しました事業費規模及び前提条件に基づきご提出ください。

質問回答書 (9 月 10 日時点)

		また、令和 8 年度の指定再委託額 15,000,000 円について、想定されている具体的な業務内容及び業務規模、当該金額の積算の前提・考え方をご教示ください。 あわせて、令和 9 年度及び令和 10 年度についても、令和 8 年度と同様の業務内容・規模を想定されているかご教示ください。	
4	実施要項 7-(3)-イ 審査員、関係者の範囲	実施要領の失格事項において、「本要領に定められた以外の方法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき」との記載があります。 本業務では、「地域人材等の活用及び連携」や「既存地域団体等との円滑な連携体制・役割分担」が求められていることから、伊那市内で活動する団体(上伊那森林組合含む)や人材等に対して、事業構想や実施体制案等を説明した上で意見交換を行い、その結果を企画提案に反映することも必要になると考えております。 このような、事業構想・	失格事項に該当する「審査員又は関係者」とは、審査委員会審査員（非公表）、当市の関係職員（事務局の地域創造課等）、並びに実施要領にて指定再委託先として定めている「上伊那森林組合」を指します。審査の公平性および透明性を確保するため、これら対象者に対し、所定の質疑応答手続き以外の方法による直接的・間接的な接触や事前相談・確認、審査への便宜・援助を求める行為は禁止します（審査員の特定を試みる行為を含みます）。なお、上記の対象者に該当しない一般的な市内団体や民間事業者、地域人材等に対し、提案事業者自身の責任において自主的な調査や協力打診を行うことは妨げません。

質問回答書 (9月10日時点)

		実施体制案等の説明、意見交換及び受託後の参画可能性の確認を、企画提案書提出前に行うことは可能でしょうか。 また、実施要領に記載のある「審査員又は関係者」について、事前の相談・意見交換を控えるべき対象者の範囲をご教示ください。	
--	--	--	--